

## 船舶事故調査報告書

令和元年10月23日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	乗揚
発生日時	平成31年3月18日 10時20分ごろ
発生場所	静岡県湖西市新居町西浜名橋北方沖 浜名港背割堤灯台から真方位327° 2.6海里付近 (概位 北緯34° 42.9′ 東経137° 34.2′)
事故の概要	プレジャーボートFRUITSは、南東進中、浅所に乗り揚げた。
事故調査の経過	平成31年3月19日、主管調査官（横浜事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報	
船種船名、総トン数	プレジャーボート FRUITS、5トン未満（長さ8.50m）
船舶番号、船舶所有者等	260-35562沖縄、個人所有
乗組員等に関する情報	船長、一級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	クラッチ板に破損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 北西、風力 2、視界 良好 海象：波高 約0.3m、潮汐 下げ潮の末期
事故の経過	本船は、船長ほか1人が乗り組み、回航の目的で、浜名湖中央水路（以下「本件水路」という。）の両側端を示す水路杭の間を約10ノットの対地速力で南東進中、船長が左舷船首方の西浜名橋橋梁（以下「本件橋梁」という。）を見ていたところ、‘西浜名橋北方沖の浅所’（以下「本件浅所」という。）に乗り揚げた。 船長は、目標としていた本件橋梁を見ながら航行したので、水路杭を見落として本件水路から外れていることに気付かなかったと本事故後に思った。
分析	本船は、南東進中、船長が、目標としていた本件橋梁を見ながら航行を続けたことから、水路杭を見落として本件水路から外れていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
原因	本事故は、本船が、南東進中、船長が、目標としていた本件橋梁を見ながら航行を続けたため、水路杭を見落として本件水路から外れていることに気付かず、本件浅所に乗り揚げたものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 ・水路杭が設置された水路等を航行する場合は、水路杭を見落とさないよう周囲の適切な見張りを行うこと。